失効免許の手続き
（免許の有効期限が過ぎてしまった）

〇運転免許証等が失効して（有効期限が切れて）から６ヶ月以内に失効免許の手続きをとれば、学科試験と技能試験が免除され、新たに免許を取得することができます。

〇失効して６ヶ月を超えた場合でも、※やむを得ない理由がある場合で、失効から３年未満であれば、同様に免許を取得することができます。
　ただし、この場合は理由がなくなってから１ヶ月以内（３年に迫っている方はそれまでに）に手続きをしなければなりません。

※やむを得ない理由…入院、海外渡航、身柄拘束など。

〇また、やむを得ない理由がない場合でも、失効してから６ヶ月を超えて１年未満であれば、※仮免許証を取得することができます。（普通、準中型、中型、大型免許を所有していた方のみ）
※運転免許証等ではありません。（再度教習所等に、入所し免許取得をする必要があります）
運転免許証等の再取得に際し、仮免許証取得までを免除する手続きです。

注意！！！免許証等の交付を受けるまでは無免許運転になります。

住民票の住所が愛媛県内であること。
※日本国籍の方で、国外に転出している方は一時滞在先の住所が愛媛県内であること。

失効後、
　どのくらい経過しているか
　やむを得ない理由の有無
等で、どの手続きになるのか必要なものも変わってきます。

手続きの流れ	１　運転免許証等の手続き 受付→適性試験（視力等）→講習→免許証等交付 ２　仮免許証の手続き 受付→適性試験（視力等）→仮免許証交付
受付時間等	１　運転免許センター　PM1:00～PM1:30　平日のみ（土、日、祝日、12/29～1/3 除く） １階⑥⑦番窓口 ※複数の書類を作成します。作成には時間がかかりますので、PM１:00 には、受付窓口にお越しください。 住所地が松山東・松山西・松山南・伊予署管内の方は免許センターのみでの手続きになります。 ２　各警察署（上記４署管内以外にお住まいの方） ＡＭ８：３０～ＰＭ４：００平日のみ（土、日、祝日、12/29～1/3 除く） 交通課窓口 前記４署管管内以外にお住まいの方は、住所地を管轄する警察署または大型交番（内子・野村・鬼北交番）でも手続きができます。ただし、免許証の交付までに約１ヶ月かかります。 ※即日交付を希望される方は、免許センターで手続きをしてください。 違反点数が累積している等、拒否に該当する方等は受付しません。

<table>
<tr><td rowspan="3">必要なもの</td><td colspan="2">失効後６カ月以内</td><td>失効後６カ月を超え
３年以内（理由あり）</td><td>失効後６カ月を超え１年以内
（理由なし）</td></tr>
<tr><td>理由あり</td><td>理由なし</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>下記１～６</td><td>下記１～３
及び５・６</td><td>下記１～６</td><td>下記１～３及び６</td></tr>
<tr><td colspan="5">１　運転免許証等
運転免許証・マイナ免許証・マイナンバーカードをお持ちの方はすべて持参してください。（紛失等の理由で持参できない場合は、事前にお問い合わせください。）
２　申請用写真１枚（縦３cm×横 2.4cm、無帽・無背景、６ヶ月以内に撮影したもの）
仮免許証を申請する場合は２枚
３　本籍（国籍）記載の住民票１通（１年以内のもの。コピー不可）
個人番号（マイナンバー）省略。
住民基本台帳法の適用を受ける外国人住民の方は、国籍等記載の住民票をご用意ください。
日本国籍の方で、国外に転出している等の理由により住民票を取得することができない方は、一時滞在先の世帯主等の証明等が必要です。詳細はお問合せください。（令和７年10月１日以降は戸籍謄本等が必要になります。）
４　やむを得ない理由を証明する書類（パスポートの証印、診断書、退院証明書等）
・パスポート（コピー不可）…理由を証明するスタンプが、複数冊にまたがる場合は、全て持参してください。日本の出入国のスタンプが押されていないなど、パスポートで証明ができない場合は、別途証明書を用意してください。
・診断書等…「〇年〇月〇日から〇年△月△日まで」と入院等の期間が記載された原本を用意してください。
入院等の期間は、免許証有効期限の末日または失効後６ヶ月の末日をまたいでいることが必要です。
５　高齢者講習終了証明書等（高齢者：70 歳以上の方のみ）
６　手数料</td></tr>
<tr><td rowspan="3">手数料</td><td colspan="4">申請手数料</td><td>１　１免種につき
１，９５０円
２　仮運転免許証
１，６５０円</td></tr>
<tr><td colspan="4">講習手数料</td><td>優良　５００円
一般　８００円
特定・初回　１，４００円
※高齢者（70 歳以上の方）は失効免許申請までに、自動車教習所等で高齢者講習を受講してください。
講習を受けない場合、運転免許証等は交付されません。</td></tr>
<tr><td colspan="4">交付手数料</td><td>１　運転免許証等交付手数料
運転免許証等の保有状況により、交付手数料が異なります。
手数料については、下記記載の案内をご確認ください。
※同時に２種類以上の免許を取得する場合は、１種類につき 200 円加算されます。
２　仮運転免許証交付手数料
１，１００円</td></tr>
</table>

その他	・海外在住の方（日本国籍の方で国外に転出している方等）が一時帰国して失効免許の手続きをする場合は、必要書類等に差異があります。事前にお問い合わせください。

○　運転免許証等交付手数料について

マイナ免許証が導入されるにあたり運転免許証等の保有の仕方で、交付手数料が異なります。
ただ、マイナ免許証を希望できる方の条件として

マイナンバーカード自体の有効期限が切れていない方

で、

当日マイナンバーカードを持参している方

が対象です。

※警察機関ではマイナンバーカードの発行等は行っておりません。

手数料は、下記の通りです。

1　新規に運転免許証等を取得される方

交付手数料	
運転免許証のみ	２，３５０円
マイナ免許証のみ	１，５５０円
免許証とマイナ免許証（２枚持ち）	２，４５０円
※同時に２種類以上の免許を取得する方は、基本料金（免許証交付手数料）と、追加免種１種類につき２００円加算。	

２　運転免許証のみを所持されている方

交付手数料	
運転免許証のまま	２，３５０円
マイナ免許証のみに	１，５５０円
免許証とマイナ免許証（２枚持ち）	２，４５０円

※同時に２種類以上の免許を取得する方は、基本料金（免許証交付手数料）と、追加免種１種類につき２００円加算。

３　マイナ免許証のみ所持されている方

交付手数料	
マイナ免許証のまま	１，５５０円
運転免許証のみに	２，３５０円
免許証とマイナ免許証（２枚持ち）	２，４５０円

※同時に２種類以上の免許を取得する方は、基本料金（免許証交付手数料）と、追加免種１種類につき２００円加算。

４　運転免許証とマイナ免許証（２枚持ち）を所持されている方

交付手数料	
免許証とマイナ免許証（２枚持ち）のまま	２，４５０円
運転免許証のみに	２，３５０円
マイナ免許証のみに	１，５５０円

※同時に２種類以上の免許を取得する方は、基本料金（免許証交付手数料）と、追加免種１種類につき２００円加算。

お問い合せ☞

運転免許課試験・教習所指導係　AM8:30～PM5:15 月曜～金曜（平日のみ）

☎089－934－0110（代表）